

小 売 供 給 選 択 約 款

(家庭用厨房・給湯・温水暖房契約)

<まるごと温水プラン>

小売供給選択約款一部変更の実施日

令和元年10月1日

古川ガス株式会社

小売供給選択約款（家庭用厨房・給湯・温水暖房契約）＜まるごと温水プラン＞目次

1. 目 的	- 1 -
2. 小売供給選択約款の変更	- 1 -
3. 用語の定義	- 1 -
4. 適 用 条 件	- 2 -
5. 契約の締結	- 2 -
6. 使用量の算定	- 3 -
7. 料 金	- 3 -
8. 単位料金の調整	- 3 -
9. 設置の確認	- 4 -
10. そ の 他	- 4 -
附 則	- 4 -
1. 実施の期日	- 4 -
(別 表)	- 4 -
1. 早収料金の算定方法	- 4 -

1. 目 的

この小売供給選択約款は、家庭用の厨房・給湯分野における安定的な需要の確保と温水暖房分野における機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 小売供給選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他当社が必要と判断した場合にはこの小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上で開示いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付はいたしません。

3. 用語の定義

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する厨房用の機器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいい風呂釜を含みます。
- (3) 「温水暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、給湯機器によって作った温水を利用して暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (4) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

- (6)「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8)「単位料金」とは、8.に定める基準単位料金(税抜)または調整単位料金をいいます。
- (9)「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (10)「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

専用住宅または併用住宅の居住部分で給湯機器を使用し、併せて厨房機器と温水暖房機器を使用する需要で、この小売選択約款の適用を希望される場合には、当社に対してこの小売選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) この小売選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この小売選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は、次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- ② 一般ガス供給契約(以下「供給契約」といいます。)に定める契約または他の小売選択約款からこの小売選択約款へ変更した場合には、この小売選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。(5)において同じ。)
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別(供給約款に基づく契約を除く。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（3）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）＋ 0.081円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）－ 0.081円×原料価格変動額／100円

（備 考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）
82,620円
- ② 平均原料価格（トンあたり）

LNGおよびLPGそれぞれについて、別表1.（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPGの平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9702 \\ &\quad + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0324 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

- (1) 当社は、4. に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降供給約款を適用いたします。
- (2) お客様が4. に定める適用条件の機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

10. そ の 他

その他の事項については、一般ガス供給契約を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この小売供給選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

附 則

1. 実施の期日

この小売供給選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）または8. の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じて得た額といたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A	使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B	使用量が19立方メートルを超え34立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C	使用量が34立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

基本料金

1 か月につき	790.90円（税込）
	719.00円（税抜）

基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 0 6 . 8 8 8 0 円 (税込)
	1 8 8 . 0 8 0 0 円 (税抜)

②料金表 B

基本料金

1 か月につき	1 , 9 6 9 . 0 0 円 (税込)
	1 , 7 9 0 . 0 0 円 (税抜)

基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 7 . 8 1 8 0 円 (税込)
	1 3 4 . 3 8 0 0 円 (税抜)

③料金表 C

基本料金

1 か月につき	3 , 0 6 5 . 7 0 円 (税込)
	2 , 7 8 7 . 0 0 円 (税抜)

基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 6 . 7 2 1 0 円 (税込)
	1 0 6 . 1 1 0 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに、8. の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。